

2022年6月15日

各位

会社名 株式会社新生銀行  
 代表者名 代表取締役社長 川島 克哉  
 (コード番号 : 8303 東証スタンダード市場)

## 投資信託特定口座に係る取得価額情報相違の調査結果について

本年4月21日付「投資信託特定口座に係る取得価額情報相違のお詫びとご説明」、および6月1日付「投資信託特定口座に係る取得価額情報相違の調査経過報告および対応状況について」にてお知らせいたしました通り、当行で2013年12月31日までに投資信託特定口座※の取引を開始したお客さまの口座(計59,729件(閉鎖済みの口座を含む)、以下「対象特定口座」)に関し、保有されていた投資信託の取得価額および取得単価(以下「取得価額情報」)に誤りがあった口座の存在が判明したことから、当行はこれまで、対象特定口座において誤りが生じた時期・口座の特定や正しい取得価額情報の算出、誤りが生じた原因の調査などを進めてまいりました。

※譲渡益に対する所得税、住民税の納税を簡易な納税申告手続きで完了することができる制度に対応した口座です。投資信託は、国内投資信託、外国投資信託のいずれも対象となります。

このたび、対象特定口座59,729件について、投資信託の過去の譲渡損益に関する調査が終了し、相続口座など一部を除き、誤りがあった口座の特定と正しい取得価額情報の算出が完了いたしましたので、お知らせいたします。対象特定口座にてお取引いただいたお客さまを含め、当行においてその他のお取引をいただいているお客さま、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

### 1. 本事案に係る調査内容と回復処理について

#### i. 調査結果

対象特定口座59,729件のうち、マネックス証券に承継済みの口座で2022年1月4日時点に残高があり、その取得価額情報に誤りがあったものは10,834件確認されました。また、2021年12月31日までの当行での投資信託の解約などによる譲渡損益額に関し誤りがあったものは35,167件確認され、お客さまの納税額への影響は対象口座全体で、過小となる納税額の総額が約6百万円(源泉徴収額が少なかったもの)、過大となる納税額の総額が約2百万円(源泉徴収額が多かったもの)となりました。(いずれも相続口座など、調査未了の一部口座を除く)

#### <取得価額情報(マネックス証券に承継されているもの)>

	誤りがあった口座／(調査対象)
残高あり口座(*1)	10,834件／(21,727件)
残高なし口座(*1)(*2)	—
閉鎖済み口座(*2)	—
合計	10,834件／(21,727件)

#### <譲渡損益(マネックス証券に承継されるまでの過去取引分)>

	誤りがあった口座／(調査対象)	納税額過小(*3) / 納税額過大(*3)	
		▲約6百万円	+約2百万円
残高あり口座(*1)	9,957件／(21,727件)	▲約6百万円	+約2百万円
残高なし口座(*1)(*2)	16,234件／(23,549件)		
閉鎖済み口座(*2)	8,976件／(14,453件)		
合計	35,167件／(59,729件)		

(\*1) 2022年1月4日時点でマネックス証券に承継済みの口座における2022年1月4日時点の残高状況。

(\*2) 「残高なし口座」および「閉鎖済み口座」は2022年1月4日時点で残高がないため、取得価額情報はマネックス証券に承継されておりません。

(\*3) 「過小」とは源泉徴収税額を少なく納めたものの総計。「過大」とは源泉徴収税額を多く納めたものの総計。

ii. 対象特定口座において誤りが生じた原因

対象特定口座において誤りが生じた原因は現在も調査中ですが、誤りがあった口座の取引データのこれまでの調査から、主たる原因の一つは、2013年12月まで利用していた旧投資信託システムから、2014年1月に利用を開始した前システムへ移行した際に生じた計算ロジックの誤りであったと考えております。

iii. 過去の納税額差額への対応

今回判明した投資信託の過去の譲渡損益に関する調査内容を踏まえ、過去の納税額差額への対応につきまして、関連当局との協議を行っております。詳細が決まり次第速やかにお知らせしますとともに、お客さまに不利益が生じないよう誠意を持って対応してまいります。

2. 今後の対応

i. お客さまへのご連絡

取得価額情報の誤りが確認された口座(計 10,834 件)につきましては、相続口座などの一部を除き、マネックス証券への正しい取得価額情報の提供が完了しております。お客さまの口座の状況に応じ、当行またはマネックス証券より電子メール、書面等により、2022年7月末を目途に順次個別にご連絡することを予定しております(相続口座などの一部を除きます)。

また、過去のお取引に係る譲渡損益の誤りが確認された口座(計 35,167 件)をお持ちのお客さまに対する、再計算後の正しい譲渡損益情報および税額情報等の内容に関しましては、お客さまの口座の状況に応じ、当行から書面により2022年8月末を目途に順次個別にご連絡することを予定しております(相続口座などの一部を除きます)。誤りがないことが確認された口座をお持ちのお客さまについては、当行からその旨を書面にて2022年7月初めよりご連絡いたします。

ii. 複雑な口座(相続口座など)への対応

相続口座など複雑な口座のお客さまにつきましては、今後の調査の内容とお客さまの口座の状況を踏まえ、個別に対応してまいります。

iii. お問い合わせ専用窓口

本事案につきまして、お客さまからのお問い合わせ専用窓口も設置いたしております。

お客さまお問い合わせ窓口	■ <a href="#">Web ご相談フォーム</a> (24時間受付 ※ご回答は受付日の翌営業日以降となります) ■ お電話: 0120-456-025(受付時間: 平日・土曜 9時から17時)
--------------	---

このたびは、お客さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしまして、心より深くお詫び申し上げます。一日でも早く正常な状態に戻せるよう、迅速な調査を徹底し、全社を挙げて事態の改善に努めてまいります。

以上

お問い合わせ先

新生銀行 グループIR・広報部

報道機関のみなさま: [Shinsei\\_PR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_PR@shinseibank.com)

株主・投資家のみなさま: [Shinsei\\_IR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_IR@shinseibank.com)